

湘南台駅地下自動車駐車場指定管理者審査要領

湘南台駅地下自動車駐車場指定管理者審査選定委員会規程第2条に基づき、湘南台駅地下自動車駐車場指定管理者候補者の審査について、次のように定める。

1 審査対象

募集要項に基づき応募した団体について、評価を行うものとする。

2 審査の公開に関する取り扱い

審査選定委員会における会議は、指定管理者の指定という行政処分行為を行う前提となる内部的な審査を行うほか、民間事業者等のノウハウなど非公開情報を取り扱うことが予定されていることから、藤沢市情報公開条例第6条第2号の規定に基づき非公開とする。

3 審査方法

(1) 各委員は、第2回審査選定委員会の当日までに、提出された申請書類をもとに評価を行い、その結果を審査評価基準表の1次評価欄に記載する。
なお、審査点の基準については、次項「4 審査の基準」に定める。

(2) 専門委員は、上記の評価に加え、指定管理者候補者の提出書類に基づき事前に財務分析を行い、その結果を第2回審査選定委員会にて報告するものとする。

- ・直近3か年間の事業報告書及び財務諸表
(貸借対照表、損益計算書、財産目録)
- ・事業計画書及び収支計画書
- ・団体の概要がわかるもの(活動実績及び経営状況説明書)
- ・その他関係資料

(3) 第2回審査選定委員会当日に、応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。その結果を踏まえ、最終的な評価を審査評価基準表の2次評価欄に記入する。なお、評価は提出された申請書類に記載されている内容を基本に行うものとし、プレゼンテーション及びヒアリングは、その内容及び実施能力の確認を目的とするもので、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて新たに加えられた内容は、評価の対象とならない。

プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法

ア プレゼンテーション(20分以内)

応募団体から、「今回応募した動機、自己PR、管理運営の方針」等について説明を受ける。

イ ヒアリング(20分以内)

全般について、審査選定委員会からの質疑を行う。

ウ その他

応募団体の出席人数については、5名までとする。

4 審査の基準

(1) 審査項目

「湘南台駅地下自動車駐車場の指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表」(別紙)により、次のア～コの項目について審査を行う。

ア 指定管理者であるための基本的理解

イ 管理運営能力

ウ 法令遵守

エ 施設の効用の発揮

オ 施設の管理

カ 危機管理体制

キ 人員体制・経費

ク 藤沢市の施策への理解

ケ 特記項目

コ 提案の整合性

(2) 評価点数の配点は、各評価項目につき最高点を5点とし、3点を標準点とする。

(3) 業務の重要度に応じて、1～3倍(3倍を限度)の係数を設定する。

係数を各項目の配点に乘じ、得点を算出する。算出された得点を合計し、指定管理者候補者の得点とする。

(4) 評価点数の合計が最も高い応募団体が複数であった場合には、区分のⅡ事業計画書の6 特記項目の合計点が高い応募団体を優先するものとし、それでもなお、同点となった場合には、委員間の協議により採用を決定する。

(5) 各委員の得点の平均が、満点(170点)の6割(102点)に満たない場合は、候補者となることはできないものとする。ただし、審査選定委員会の合議により認められた場合は、この限りではない。

5 結果の公表

指定管理者候補者へ選定結果を通知するとともに、市民に対して選定結果を公表するものとする。

以 上